

新旧対照表

とちぎん JCB デビット 会員規約	
改定後	変更前
第 1 章（総則） 第 1 条（会員） （省略） 3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第 2 条第 3 項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくデビットカード利用（JCB デビットカードを用いて、JCB デビットカード取引を行うこと、<u>第 4 条の 2 第 4 項に定める WEB サービス等</u>および第 5 条に定める付帯サービス等の利用を行うことをいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をする行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第 29 条第 6 項所定の方法により家族会員によるデビットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。 （省略） 第 2 条（JCB デビットカード） （省略） 4. 会員は、カードを貸与されたとき、<u>カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</u> （省略） 第 4 条(カード機能) （省略） <u>第 4 条の 2 WEB サービス等</u> <u>1.両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定の WEB サービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure（TM）」（以下、併せて「MyJCB 等」という。）を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB 等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマ</u>	第 1 章（総則） 第 1 条（会員） （省略） 3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第 2 条第 3 項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくデビットカード利用（JCB デビットカードを用いて、JCB デビットカード取引を行うこと、および第 5 条に定める付帯サービス等の利用を行うことをいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をする行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第 29 条第 6 項所定の方法により家族会員によるデビットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。 （省略） 第 2 条（JCB デビットカード） （省略） 4. 会員は、カード （ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。 （省略） 第 4 条(カード機能) （省略） <u>追加</u>

ートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを
使用できる環境にない会員は、MyJCB 等を利用する必要は
ありません。

2.MyJCB 等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB
利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用さ
れるものとします。

3.会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM) 」を利用しな
い場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM) 」の利用登録
がなされていない場合を含みます。）、会員はオンライン取
引によるショッピング利用ができない場合があります。

4. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに
従い、MyJCB 等以外の WEB サービス（「MyJ チェック」
等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB
等とその他の WEB サービスとを併せて「WEB サービス等」
という。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用す
ることができます。ただし、家族会員は、WEB サービス等
のうち一部の機能を利用することができません。

5.会員は、E メールアドレスもしくは携帯電話番号またはそ
れらの両方を保有している場合には、両社所定の方法によ
り、それら（ただし、家族会員は E メールアドレスのみに
限る。）を届け出るものとし、両社、JCB または当行から送
信される E メールまたはショートメッセージを速やかに受
信し確認することが可能な状態を維持するものとします。

6.会員は、両社に届け出た E メールアドレスまたは携帯電
話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うもの
とします。

7.会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害に
ついて、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社
は一切責任を負わないものとします。

（省略）

第 5 条(付帯サービス等)

（省略）

4. 削除

（省略）

第 5 条(付帯サービス等)

（省略）

~~4.会員は、当行が認める場合、当行が別に定めるところに
従い、WEB サービス（「MyJCB」「MyJ チェック」等を含
むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うこと
により WEB サービスを利用することができます。ただし、
家族会員は、WEB サービスのうち一部の機能を利用する
ことができません。本会員は、入会時、当行が別途定める
規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJ チェック」に登
録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維
持するものとします。~~

4. 当行、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第 6 条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月 の末日までとします。
（なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、
以下「有効期限月」という。）
(省略)

第 9 条（届出事項の変更）

1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、E メールアドレス、勤務先、職業、家族会員、国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
(省略)

第 2 章 個人情報の取扱い

第 14 条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

(省略)

3. 会員等は、当行または JCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第 1 項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。
<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。
(省略)

第 19 条（デビットショッピングの利用）

(省略)

2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりデビットショッピング利用を行うことができます。なお、JCB が認める場合には、加盟店に設置さ

5. 当行、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第 6 条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月（以下「有効期限月」という。）~~の末日までとします。~~
(省略)

第 9 条（届出事項の変更）

1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、E メールアドレス、勤務先、職業、家族会員等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
(省略)

第 2 章 個人情報の取扱い

第 14 条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

(省略)

3. 会員等は、当行または JCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第 1 項(1)①②③の個人情報を共同利用することに 同意します。（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。
(省略)

第 19 条（デビットショッピングの利用）

(省略)

2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことに

れている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCB カードの取扱加盟店（次項から第 5 項の加盟店を含む。）のうち、両社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。

3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。

4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。

5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店（以下「登録型加盟店」という。）に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行または JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第 29 条第 1 項なお書きおよび第 29 条第 4 項に従い、支払義務を負うものとします。また、本会員の預金口座の残高不足等により第 21 条第 2 項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、当行または JCB は、会員に対して通知することなく、登録型加盟店に対し、会員が登録したカード番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店がカード番号

~~よりデビットショッピング利用を行うことができます。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や~~端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCB カードの取扱加盟店（次項から第 5 項の加盟店を含む。）のうち、両社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。

3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。

4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（~~署名等~~を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、~~売上票への署名等~~を省略することができます。

5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店（以下「登録型加盟店」という。）に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行または JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第 29 条第 1 項なお書きおよび第 29 条第 4 項に従い、支払義務を負うものとします。また、本会員の預金口座の残高不足等により第 21 条第 2 項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、当行または JCB は、会員に対して通知することなく、登録型加盟店に対し、会員が登録した会員番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登

等の登録を解除する可能性があることを会員は予め承認するものとします。

6.会員のデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につき当行に対して照会を行うことにより当行の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

7.デビットショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。

(1)当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。

(2)当行が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行において会員のカード番号・氏名・住所・電話番号その他当該デビットショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当行に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。

(3)カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。

(4)デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。

（省略）

第 26 条（明細）

1. 会員は、別途、両社の定める「MyJCB 利用者規定」、同規定に付帯する「JCB デビット会員向け特則」、「MyJ チェック利用者規定」および「『MyJ チェック利用者規定』にかかる特則」に基づき、WEB サイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEB サイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、両社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。

（省略）

第 28 条の 2 （取引の制限等）

録型加盟店が会員番号等の登録を解除する可能性があることを会員は予め承認するものとします。

6. 会員のデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につき当行に対して照会を行うことにより当行の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

7. デビットショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。

(1) 当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。

(2) 当行が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行において会員のカード番号・氏名・住所・電話番号その他当該デビットショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当行に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。

(3) カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。

(4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。

（省略）

第 26 条（明細）

1.会員は、別途、両社の定める「MyJCB 利用者規定」、同規定に付帯する「JCB デビット会員向け特則」、「MyJ チェック利用者規定」および「『MyJ チェック利用者規定』にかかる特則」を承認することにより、WEB サイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEB サイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、両社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。

（省略）

第 28 条の 2 （取引の制限等）

(省略) <u>(5) 会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</u> <u>(6)</u> 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合 第 29 条 （退会および会員資格の喪失等） (省略) 4. 会員 ((5)、(9) (10) のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7) 、(8) 、(11)、(12)、(13)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。) は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)、(13)、<u>(14)</u>においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、 (3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12) においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 (省略) <u>(14) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。</u> (省略) <u>2025 年 2 月 28 日現在</u> ※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。 株式会社栃木銀行に対する本規約についてのお申し出、お問い合わせについて ○株式会社栃木銀行 とちぎん JCB デビット担当窓口 〒320-8680 栃木県宇都宮市西 2-1-18 028-633-1241	(省略) <u>追加</u> (5)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合 第 29 条 （退会および会員資格の喪失等） (省略) 4. 会員 ((5)、(9)、(10)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1) 、(2)、(3)、(4)、(6)、(7) 、(8)、(11)、(12)、(13) のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。) は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)、(13) においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、 (3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12) においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 (省略) <u>追加</u> (省略) 2023 年 6 月 30 日現在 ※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の 法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。 株式会社栃木銀行に対する本規約についてのお申し出、お問い合わせについて ○株式会社栃木銀行 とちぎん JCB デビット担当窓口 〒320-8680 栃木県宇都宮市西 2-1-18 028-633-1241
--	--

(代表) 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談について ○株式会社栃木銀行 とちぎん JCB デビット担当窓口 〒320-8680 栃木県宇都宮市西 2-1-18 028-633-1241 (代表) 株式会社ジェーシービーに対するお問い合わせ等について ○株式会社ジェーシービー お客様相談室 〒107-8686 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア 0120-668-500	(代表) 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談について ○株式会社栃木銀行 とちぎん JCB デビット担当窓口 〒320-8680 栃木県宇都宮市西 2-1-18 028-633-1241 (代表) 株式会社ジェーシービーに対するお問い合わせ等について ○株式会社ジェーシービー お客様相談室 〒107-8686 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア 0120-668-500 ＜共同利用会社＞ ○株式会社 JCB トラベル 〒171-0033 東京都豊島区高田 3-13-2 高田馬場干渉ビル 利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシービーおよび株式会社 JCB トラベル が運営する「J-Basket サービス」等の提供 ○株式会社ジェーシービー サービス 〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-20 青山ライズフォート 利用目的：保険サービス等の提供
---	--

とちぎん JCB デビット用保証委託約款	
改定後	変更前
(省略) 第 7 条 (届出事項) 1.会員が保証会社に届け出た氏名、住所、電話番号、<u>E メールアドレス</u>、勤務先、職業、<u>家族会員</u>、<u>国籍</u>、<u>在留情報 (会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。)</u>等 <u>(以下「届出事項」という。)</u>に変更が生じた場合は、遅滞なく保証会社に届け出るものとします。なお、本項に関する届け出を当行に行った場合は、当該届け出内容は両社が共有するものとします。 (省略) 2025 年 2 月 28 日現在 ※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします (改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)	(省略) 第 7 条 (届出事項) 1.会員が保証会社に届け出た氏名、住所、電話番号 (連絡先)、勤務先、職業、お支払口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく保証会社に届け出るものとします。なお、本項に関する届け出を当行に行った場合は、当該届け出内容は両社が共有するものとします。 (省略) 2020 年 3 月 31 日現在 ※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします (改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)

個人情報の取扱いに関する同意事項

改定後

変更前

II.個人情報の取扱いに関する重要事項

第5条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

（省略）

（6）以下の当行または JCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）は、共同利用会社のサービス提供等のため、上記(1)①～③の個人情報を共同利用します。（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。

<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>

（省略）

II.個人情報の取扱いに関する重要事項

第5条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

（省略）

（6）以下の当行または JCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）は、共同利用会社のサービス提供等のため、上記(1)①～③の個人情報を共同利用します。

~~→株式会社 JCB トラベル：旅行サービス、航空券、ゴルフ場等リザーベーションサービス、JCB および株式会社 JCB トラベルが運営する「J-Basket サービス」等の提供のため~~
~~→株式会社 ジェシービー サービス：保険サービス等の提供のため~~

（省略）